

国民健康保険税及び介護保険料の減免制度に係る国の財政支援継続を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、市民生活及び経済に多大な影響を与えており、自営業者や高齢者が多く加入している国民健康保険及び介護保険の被保険者においては、特に深刻な状況である。

今年5月に那覇市が発表した那覇市新型コロナウイルス感染症による影響調査報告書によると、企業活動等へ既に影響していると回答した事業者は64%に上り、対前年度比の売上げ減少割合については、約20%減少したと回答した事業者が最も多く41%で、次いで約40%減少したとの回答が25%となっている。

また、琉球新報社が実施した県民調査によると、感染流行前と比べて所得が半分以下になったとの回答が33.7%で、その中でも自営業者は44.3%が1割以下になったと回答している。

厚生労働省は、令和2年5月1日、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」を発出しており、本市においても宜野湾市国民健康保険税条例の一部改正や規則改正等により国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を行っているが、国による財政支援は令和2年度までとなっており、新型コロナウイルス感染症が長期にわたって生活に影響を及ぼすことが懸念されている以上、今後も継続的な取組が必要なことは明白である。

よって、本市議会は、市民及び県民が安心して生活を営むことができるよう、下記の事項を強く要請する。

記

- 一 国民健康保険税及び介護保険料の減免について、国の全額負担による財政支援を令和3年度以降も継続すること。
- 一 新型コロナウイルス感染症に係る生活支援に迅速に対応するため、自治体職員の増員等に係る財源を交付すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月24日

沖縄県宜野湾市議会